

2026年度 日本陸連公認審判員取得・昇格審査基準

2026年度に実施する公認審判員取得・昇格審査基準は、以下のとおりとします。

1. 審査基準資料

- (1) 一般財団法人 北海道陸上競技協会公認審判員規程
- (2) ここに定める審査運用基準
- (3) 公益財団法人 日本陸上競技連盟審査基準
- (4) 審判回数・講習回数は日本陸上競技連盟会計年度（4月1日から翌年3月31日）とする。

2. S級公認審判員

※S級の公認審判員となり得る資格を有するもので、地方陸協から推薦された者について審判審査委員会が審査し、理事会の承認を得て公益財団法人日本陸上競技連盟に推薦する。

- (1) A級取得後10年以上（2017年4月1日以前の取得者）を経過していて、かつ満年齢55才以上（1972年3月31日以前の出生者）で、登録が完全に10年以上継続されていること。

注1 登録期間が10年以上あり、やむをえず継続されていない場合、副申請書を添付してください。昇格することもあります。

(2) 昇格推薦審査基準

ア. 直近5ヶ年間の通算審判回数が30回以上で、審判講習会を3回以上受講していること。

注1 直近5ヶ年間とは2022年以降、年度に極端な偏りのないこと。

注2 同一日の競技会参加は1回のカウントとすること。

注3 審判出席回数が年間皆無または極端に少ない年があり、特別な理由がある場合は副申請書を添付してください。

注4 審判講習会とは競技規則「伝達講習会」を指し、実技講習会等は認められません。また、年1回しか認められません。

注5 障がい者競技会及び小学生競技会も出席回数にカウントされます。

3. A級公認審判員

※A級の公認審判員となり得る資格を有するもので、地方陸協から推薦された者について審判審査委員会が審査し、理事会の承認を得て公益財団法人日本陸上競技連盟に申請する。

- (1) 満年齢28才以上（1999年3月31日までの出生者）で、取得後10年以上登録が完全に継続していること。

注1 登録欄に空欄がないよう、各陸協にて確認すること。

注2 やむをえず不明の場合は、副申請書を添付すること。

注3 登録期間が10年以上あり、やむをえず継続されていない場合、副申請書を添付してください。昇格することもあります。

(2) 昇格推薦審査基準

ア. 直近5ヶ年間の通算審判回数が30回以上で、審判講習会を3回以上受講していること。

イ. A級審判昇格講習を必ず受講していること。

注1 直近5ヶ年間とは2022年以降、年度に極端な偏りのないこと。

注2 同一日の競技会参加は1回のカウントとすること。

注3 審判出席回数が年間皆無または極端に少ない年があり、特別な理由がある場合は副申請書を添付してください。

注4 審判講習会とは競技規則「伝達講習会」を指し、実技講習会等は認められません。また、年1回しか認められません。

注5 複数年にわたり選手・コーチとして、当協会に貢献した者については、昇格推薦されることもあります。(複数年にわたり国際大会日本代表及び道代表として全国大会入賞経歴等の副申請書を添付してください。)

4. B級公認審判員(高校B級を含む)

- (1) 年齢満18才以上。(2009年3月31日までの出生者)
- (2) 学生・生徒として2年以上の陸上競技歴があり、審判講習会に出席した者。
- (3) 各地方陸協から推薦のある者。
- (4) 高校卒業予定者の申請については継続して審判として協力する意志のある者。
- (5) 特別の事情があった場合は、5月31日までの申請を受け付ける。

5. C級公認審判員(高校生)

- (1) 年齢満16才以上。(2011年3月31日までの出生者)
- (2) 当協会が実施したC級講習会(確認テストまで)を受講し、各地方陸協が指定する競技会で実技研修を行った高校1, 2年生(現在)の陸上競技部員。

6. その他

- (1) S級申請にあたっては、旧一種からの昇格は出来ません、あらかじめA級へ変更手続きをすませてください。また、黒手帳からの申請も出来ません、紺手帳に更新してください。
- (2) S級昇格者については、(公財)日本陸連より委嘱状とS級バッチ、北海道陸協からは新しい手帳が進呈されます。証明写真(上半身・縦4cm×横3cm・無背景)が必要です。
- (3) S級候補審査資料内の審判歴・競技会名欄は、日本陸連公認大会として登録されている競技会名を記載してください。また、審判種別欄は多種多様性が求められています。同一の種別にならないよう記載してください。
- (4) 各地方陸協担当者は、『審判講習会実績報告書』を提出してください。記載のない審判講習会を出席としてカウントしないでください。(年度・日付を確認してください。)
- (5) A級申請にあたって、黒手帳を使用している審判員は紺手帳に更新してください。紺手帳を使用している審判員で、審判実績記入欄が多数残っている方は新調する必要はありません。